

## 京都市後期高齢者歯科健康診査（75歳お口の健診）事業実施要綱

### （目的）

第1条 京都市後期高齢者歯科健康診査（75歳お口の健診）事業（以下「事業」という。）は、高齢者の口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防を図り、健康増進やフレイル・オーラルフレイル対策、介護予防につなげることを目的に実施する。

### （事業の委託）

第2条 この事業は、実施体制を継続的かつ安定的に確保できる団体で別に契約する機関（以下「実施委託機関」という。）に委託して実施するものとする。

### （対象者及び受診回数）

第3条 この事業の対象者は、市内に在住する満75歳の者とし、事業を受けることができる回数は、1人当たり1回とする。

### （事業内容）

第4条 この事業で実施する項目は次の各号のとおりとする。

- （1）健診票の質問項目による問診
- （2）口腔内診査（歯や咬合の状況、歯周組織の状況、口腔衛生状態、口腔乾燥状態、その他の異常所見の有無の診査）
- （3）口腔機能評価（嚥下機能及び舌機能の評価）
- （4）健診結果に基づく総合判定及び説明
- （5）健診結果に基づく歯科医師・歯科衛生士による保健指導（フレイル・オーラルフレイル対策を含む。）
- （6）健診結果に基づく介護予防事業等に係る情報提供
- （7）その他、口腔保健の向上に必要なこと

### （実施方法）

第5条 この事業の対象者は、実施委託機関が指定する医療機関（以下「実施医療機関」という。）において、被保険者証としての利用登録済みのマイナンバーカード、資格確認書又は生活保護受給等証明書を提示する。

### （受診者負担）

第6条 この事業を受ける者の受診者負担金は、無料とする。

### （2回以上受診したことが判明した場合の取扱い）

第7条 この事業の対象者が、2回以上受診したことが判明した場合は、京都市は当該受診者に対し、健診にかかった費用を請求するものとする。

### （事業の周知）

第8条 実施委託機関及び実施医療機関は、対象者への事業の周知及び受診勧奨に努めるものとする。

### （雑則）

第9条 この要綱に定めるものの他、事業実施に関して必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和7年7月31日までの間におけるこの要綱第5条中「資格確認書」とあるのは「被保険者証及び被保険者資格証明書並びに資格確認書」とする。